

令和4年11月28日

令和4年松本市議会  
12月定例会議案説明書

( 1 )

松本市長 臥雲義尚

令和4年松本市議会12月定例会  
提出議案総括表

1 議案

| 区分  | 件数  | 内容  |
|-----|-----|---|
| 条例  | 6件  | ○制定 1件<br>・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例<br>○改正 5件  |
| 予算  | 3件  | ○4年度補正予算<br>・一般会計<br>・特別会計  |
| 契約  | 2件  | ○締結<br>・松本市村井多世代交流型子育て支援施設工事に伴う設計施工に関する協定の締結について<br>○議決更正<br>・令和3年度松本市エコトピア山田既存廃棄物移設工事の請負                           |
| 財産  | 5件  | ○取得<br>・消防ポンプ自動車<br>・松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地<br>・松本市立小学校遠隔授業配信用機器<br>・松本城南・西外堀復元事業用地<br>○譲渡<br>・うつくしの里デイサービスセンター |
| 道路  | 1件  | ○市道認定   |
| その他 | 22件 | ○公の施設の指定管理者の指定  |
| 計   | 39件 | —————   |

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 3件

# 目 次

| 議案番号    | 件 名   |
|---------|---|
| 第 1 号   | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                     |
| 第 2 号   | 松本市個人情報保護条例   |
| 第 3 号   | 松本市議会議員及び松本市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例     |
| 第 4 号   | 松本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例                                   |
| 第 5 号   | 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 号   | 松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                               |
| 第 7 号   | 令和 4 年度松本市一般会計補正予算（第 7 号）                               |
| 第 8 号   | 令和 4 年度松本市市街地駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）                       |
| 第 9 号   | 令和 4 年度松本市奈川観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）                       |
| 第 1 0 号 | 松本市村井多世代交流型子育て支援施設工事に伴う設計施工に関する協定の締結について                |
| 第 1 1 号 | 工事請負契約の締結について（令和 3 年度松本市エコトピア山田既存廃棄物移設工事）の議決更正について      |
| 第 1 2 号 | 市有財産の取得について（消防ポンプ自動車）                                   |
| 第 1 3 号 | 市有財産の取得について（松本都市計画道路 3・2・1 2 号内環状北線整備事業用地）              |
| 第 1 4 号 | 市有財産の取得について（松本市立小学校遠隔授業配信用機器）                           |
| 第 1 5 号 | 市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）                             |
| 第 1 6 号 | 市有財産の譲渡について（うつくしの里デイサービスセンター）                           |
| 第 1 7 号 | 市道の認定について   |
| 第 1 8 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍観光センター）                             |
| 第 1 9 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（沢渡第 1 駐車場 外 3 施設）                     |
| 第 2 0 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）                              |
| 第 2 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（希望の家 外 1 施設）                          |
| 第 2 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（島内デイサービスセンター 外 1 施設）                  |
| 第 2 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（田川デイサービスセンター 外 1 施設）                  |
| 第 2 4 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（東部デイサービスセンター 外 1 施設）                  |
| 第 2 5 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（四賀デイサービスセンター 外 4 施設）                  |
| 第 2 6 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（松風園）                                  |
| 第 2 7 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南部老人福祉センター）                           |
| 第 2 8 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（梓川福祉センター）                             |
| 第 2 9 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（四賀環境学習の森）                             |
| 第 3 0 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（リサイクルセンター）                            |
| 第 3 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）                            |

- 第32号 公の施設の指定管理者の指定について（坊主山ラインガルテン 外1施設）
- 第33号 公の施設の指定管理者の指定について（梓川水田農産物処理加工施設）
- 第34号 公の施設の指定管理者の指定について（梓水苑 外1施設）
- 第35号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽文化ホール 外2施設）
- 第36号 公の施設の指定管理者の指定について（野球場 外1施設）
- 第37号 公の施設の指定管理者の指定について（四賀B&G海洋センター 外1施設）
- 第38号 公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）
- 第39号 公の施設の指定管理者の指定について（市立博物館）

令和 4 年 松 本 市 議 会 1 2 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議案

| 議案番号  | 件 名                                 | 概 要  |
|-------|-------------------------------------|--|
| 第 1 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | <p>1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、定年が引き上げられること等に伴い、関係条例を一括改正等するもの</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 松本市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 松本市職員の懲戒手続及び効果に関する条例</p> <p>(3) 松本市職員の分限に関する条例</p> <p>(4) 松本市職員の退職手当に関する条例</p> <p>(5) 松本市職員の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(6) 松本市職員の定年等に関する条例</p> <p>(7) 松本市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(8) 松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例</p> <p>(9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>(10) 松本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(11) 松本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(12) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 廃止する条例<br/>松本市職員の再任用に関する条例</p> <p>4 改正の主な内容</p> <p>(1) 定年の引上げ</p> <p>(2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入</p> <p>(4) 給与に関する措置</p> <p>(5) 情報提供・意思確認制度の新設</p> <p>5 施 行 5. 4. 1等</p> |
| 第 2 号 | 松本市個人情報保護条例                         | <p>1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、松本市個人情報保護条例の全部を改正するもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 個人情報の収集に係る市の責務規定の整備</p> <p>(2) 個人情報保護制度審議会に係る規定の整備</p> <p>(3) 個人情報開示請求等の手数料に係る規定の整備</p> <p>3 施 行 5. 4. 1</p>  |

| <p>第 3 号</p> | <p>松本市議会議員及び松本市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例</p>     | <p>1 公職選挙法施行令の改正に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容<br/>公費負担の限度額</p> <p>(1) 一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車<br/>1日当たりの使用単価<br/>15,800円 → 16,100円<br/>燃料費<br/>7,560円 → 7,700円</p> <p>(2) 選挙運動用ポスター<br/>1枚当たりの作成単価<br/>(525.06円 × ポスター掲示場の数 + 86,400円) ÷ ポスター掲示場の数<br/>→ (541.31円 × ポスター掲示場の数 + 88,000円) ÷ ポスター掲示場の数</p> <p>(3) 選挙運動用ビラ<br/>1枚当たりの作成単価<br/>7.51円 → 7.73円</p> <p>3 施行 公布の日</p>  |       |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |
|--------------|--|---|-------|-----|-----|--|-------|-------|----|-------|-------|------|-----|-------|-------|------|---|------|-----|-----|
| <p>第 4 号</p> | <p>松本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例</p>                                   | <p>1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容<br/>一時使用に係る使用料<br/>入場から30分まで無料<br/>→ 入場から1時間30分まで無料</p> <p>3 施行 5.1.1</p>  |       |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |
| <p>第 5 号</p> | <p>松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例</p> | <p>1 人事院勧告に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容<br/>期末手当の支給率の改定 (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="762 1682 1385 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.625</td> <td>1.625</td> <td>1.65</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.25</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 公布の日等</p> | 区分    | 改定前 | 改定後 |  | 令和4年度 | 令和5年度 | 6月 | 1.625 | 1.625 | 1.65 | 12月 | 1.625 | 1.675 | 1.65 | 計 | 3.25 | 3.3 | 3.3 |
| 区分           | 改定前  | 改定後   |       |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |
|              |  | 令和4年度   | 令和5年度 |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |
| 6月           | 1.625  | 1.625   | 1.65  |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |
| 12月          | 1.625  | 1.675   | 1.65  |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |
| 計            | 3.25   | 3.3   | 3.3   |     |     |  |       |       |    |       |       |      |     |       |       |      |   |      |     |     |

| 第 6 号               | 松本市職員の給与に関する<br>条例等の一部を改正する条<br>例                            | <p>1 人事院勧告に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 給料表の改定<br/>平均引上率 0.18%</p> <p>(2) 勤勉手当の支給率の改定<br/>(一般職) (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="794 472 1390 712"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0.95</td> <td>1.05</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 公布の日等</p> | 区分    | 改定前 | 改定後 |  | 令和4年度 | 令和5年度 | 6月 | 0.95 | 0.95 | 1.0 | 12月 | 0.95 | 1.05 | 1.0 | 計 | 1.9 | 2.0 | 2.0 |
|---------------------|--|--|-------|-----|-----|--|-------|-------|----|------|------|-----|-----|------|------|-----|---|-----|-----|-----|
| 区分                  | 改定前  | 改定後  |       |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
|                     |  | 令和4年度  | 令和5年度 |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 6月                  | 0.95   | 0.95   | 1.0   |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 12月                 | 0.95   | 1.05   | 1.0   |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 計                   | 1.9  | 2.0  | 2.0   |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 第 7 号<br>～<br>第 9 号 | 令和4年度補正予算  | 令和4年度一般会計補正予算<br>令和4年度特別会計補正予算(2会計)  |       |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 第10号                | 松本市村井多世代交流型子<br>育て支援施設工事に伴う設<br>計施工に関する協定の締結<br>について         | <p>1 松本市村井多世代交流型子育て支援施設工事に伴う設計施工を委託するもの</p> <p>2 工事概要<br/>設計、主体工事、電気設備工事、機械設備工事、工事監理及び内装監理</p> <p>3 協定金額 1億5,565万円</p> <p>4 相手方 イオンタウン(株)</p> <p>5 協定期間 協定の日から5.6.30まで</p>   |       |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 第11号                | 工事請負契約の締結につい<br>て(令和3年度松本市エコ<br>トピア山田既存廃棄物移設<br>工事)の議決更正について | <p>1 令和3年6月定例会で議決された工事請負契約の締結について(令和3年度松本市エコトピア山田既存廃棄物移設工事)の一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容<br/>竣工期限<br/>5.3.16 → 5.3.31</p>   |       |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |
| 第12号                | 市有財産の取得について<br>(消防ポンプ自動車)                                    | <p>1 消防ポンプ自動車を取得するもの</p> <p>2 取得財産 消防ポンプ自動車2台</p> <p>3 取得金額 5,556万1,160円</p> <p>4 相手方 コバポーシステム(株)</p>  |       |     |     |  |       |       |    |      |      |     |     |      |      |     |   |     |     |     |

|      |   |   |
|------|---|---|
| 第13号 | 市有財産の取得について<br>(松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地) | 1 松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの<br>2 取得面積 49.10㎡<br>3 取得金額 394万2,730円<br>4 相手方 松本斉産土地(株) 外1社   |
| 第14号 | 市有財産の取得について<br>(松本市立小学校遠隔授業配信用機器)           | 1 松本市立小学校遠隔授業配信用機器を取得するもの<br>2 取得財産<br>スピーカーマイク 441台<br>機器類収納ポーチ 441台<br>三脚本体 441台<br>三脚ホルダー(タブレット端末用) 441台<br>3 取得金額 1,922万9,364円<br>4 相手方 タイガー情報機器(株) |
| 第15号 | 市有財産の取得について<br>(松本城南・西外堀復元事業用地)             | 1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの<br>2 取得面積 240.27㎡<br>3 取得金額 1,929万3,681円<br>4 相手方 松本斉産土地(株) 外1社  |
| 第16号 | 市有財産の譲渡について<br>(うつくしの里デイサービスセンター)           | 1 うつくしの里デイサービスセンターを無償譲渡するもの<br>2 譲渡する財産<br>鉄筋コンクリート造平家建<br>延 579.65㎡<br>3 相手方 (福) ジェイエー長野会  |
| 第17号 | 市道の認定について                                   | 1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの<br>2 認定路線数 6路線<br>3 認定延長 795.40m  |

|      |                                      |   |
|------|--------------------------------------|---|
| 第18号 | 公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍観光センター）          | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>乗鞍観光センター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>（一社）信州・乗鞍グリーンツーリズム<br>4 指定期間 5. 4. 1～7. 3. 31  |
| 第19号 | 公の施設の指定管理者の指定について（沢渡第1駐車場 外3施設）      | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 沢渡第1駐車場<br>(2) 沢渡第2駐車場<br>(3) 沢渡第3駐車場<br>(4) 沢渡第4駐車場<br>3 指定管理者に指定するもの<br>（一財）ピアーズさわんど<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31 |
| 第20号 | 公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠スキー場）           | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>野麦峠スキー場<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(株)岳都リゾート開発<br>4 指定期間 5. 9. 1～6. 8. 31  |
| 第21号 | 公の施設の指定管理者の指定について（希望の家 外1施設）         | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 希望の家<br>(2) 岡田希望の家<br>3 指定管理者に指定するもの<br>（福）松本市社会福祉協議会<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                                  |
| 第22号 | 公の施設の指定管理者の指定について（島内デイサービスセンター 外1施設） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 島内デイサービスセンター<br>(2) 島立デイサービスセンター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>（福）敬老園<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                           |

|      |                                      |   |
|------|--------------------------------------|---|
| 第23号 | 公の施設の指定管理者の指定について（田川デイサービスセンター 外1施設） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 田川デイサービスセンター<br>(2) 芳川デイサービスセンター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(福) 敬老園<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31  |
| 第24号 | 公の施設の指定管理者の指定について（東部デイサービスセンター 外1施設） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 東部デイサービスセンター<br>(2) 北部デイサービスセンター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(福) 松本市社会福祉協議会<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31   |
| 第25号 | 公の施設の指定管理者の指定について（四賀デイサービスセンター 外4施設） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 四賀デイサービスセンター<br>(2) 安曇デイサービスセンター<br>(3) 奈川デイサービスセンター<br>(4) 梓川デイサービスセンター<br>(5) 波田デイサービスセンター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(福) 松本市社会福祉協議会<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31 |
| 第26号 | 公の施設の指定管理者の指定について（松風園）               | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>松風園<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(福) 松本ハイランド<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31   |
| 第27号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南部老人福祉センター）        | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>南部老人福祉センター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(福) 松本市社会福祉協議会<br>4 指定期間 5. 4. 1～8. 3. 31  |

|      |                                    |  |
|------|------------------------------------|--|
| 第28号 | 公の施設の指定管理者の指定について（梓川福祉センター）        | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>梓川福祉センター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>（福）松本市社会福祉協議会<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                     |
| 第29号 | 公の施設の指定管理者の指定について（四賀環境学習の森）        | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>四賀環境学習の森<br>3 指定管理者に指定するもの<br>四賀むらづくり(株)<br>4 指定期間 5. 4. 1～8. 3. 31                         |
| 第30号 | 公の施設の指定管理者の指定について（リサイクルセンター）       | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>リサイクルセンター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>中信リサイクル事業協同組合<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                    |
| 第31号 | 公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）       | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>松本城大手門駐車場<br>3 指定管理者に指定するもの<br>TOY BOX<br>4 指定期間 5. 4. 1～9. 3. 31                           |
| 第32号 | 公の施設の指定管理者の指定について（坊主山ラインガルテン 外1施設） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 坊主山ラインガルテン<br>(2) 緑ヶ丘ラインガルテン<br>3 指定管理者に指定するもの<br>四賀むらづくり(株)<br>4 指定期間 5. 4. 1～8. 3. 31 |
| 第33号 | 公の施設の指定管理者の指定について（梓川水田農産物処理加工施設）   | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>梓川水田農産物処理加工施設<br>3 指定管理者に指定するもの<br>加工組合さくら<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                      |

|      |                                     |  |
|------|-------------------------------------|--|
| 第34号 | 公の施設の指定管理者の指定について（梓水苑 外1施設）         | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 梓水苑<br>(2) 梓川地域休養施設<br>3 指定管理者に指定するもの<br>エア・ウォーター梓川地域開発共同体<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                    |
| 第35号 | 公の施設の指定管理者の指定について（音楽文化ホール 外2施設）     | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 音楽文化ホール<br>(2) まつもと市民芸術館<br>(3) 波田文化センター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>（一財）松本市芸術文化振興財団<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31 |
| 第36号 | 公の施設の指定管理者の指定について（野球場 外1施設）         | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 野球場<br>(2) 四賀球場<br>3 指定管理者に指定するもの<br>信州グリーン・シミズオクトグループ<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31                        |
| 第37号 | 公の施設の指定管理者の指定について（四賀B&G海洋センター 外1施設） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) 四賀B&G海洋センター<br>(2) 波田B&G海洋センター<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(株)スポーツプラザ報徳<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31              |
| 第38号 | 公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）      | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>(1) アルプス公園<br>(2) アルプスドリームコースター<br>(3) 山と自然博物館<br>3 指定管理者に指定するもの<br>TOY BOX<br>4 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31       |

|      |                          |   |
|------|--------------------------|---|
| 第39号 | 公の施設の指定管理者の指定について（市立博物館） | 1 公の施設の指定管理者を指定するもの<br>2 指定する施設<br>市立博物館<br>3 指定管理者に指定するもの<br>(株)フクシ・エンタープライズ<br>4 指定期間 5. 10. 1～8. 3. 31 |
|------|--------------------------|---|

## 2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 3件

ア 自動車事故にかかわるもの 1件

イ その他事故にかかわるもの 2件